

自治基本条例って何ですか？

vol.19

前回のVol.18(平成30年1月号)では自治基本条例の第5章(町民)第22条、第23条について解説しました。今号では、第6章(コミュニティ)第24条、第25条を細解いていきます。

第6章(コミュニティ)

第24条(コミュニティの定義)

コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

第25条(コミュニティの役割)

コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

- 2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。
- 3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。
- 4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

解説・考え方

第6章では、まちづくりの重要な担い手として、コミュニティに関する事項を明記しています。

コミュニティの定義を「町内会等の地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体等」としており、具体的な例としては、居住する地域の結びつきである町内会や自治会などのほか、ボランティア団体、NPO法人、その他特定の目的のために活動する団体があげられます。

多くのまちづくり活動は、これら多くのコミュニティの関わりによって行われており、コミュニティをまちづくりの重要な担い手と位置づけています。

また、多くの町民の参加が得られるよう、コミュニティ自らが環境を整備することを定めています。



不用品交換コーナー

～不要品交換事業廃止のお知らせ～

本事業は平成25年5月1日より、家庭で使用しなくなった物品等の譲渡または譲り受けを希望する町民を対象に、その情報を提供することで資源の有効利用を図ることを目的に開始されました。

しかし、利用者数が少なく利用頻度も低いことから、本事業を次のとおり廃止することとしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【廃止年月日】平成30年4月1日

【その他】

- ①現在、不用品交換コーナーに登録中の物品については登録期限まで登録させていただきます。
- ②平成30年2月1日以降の登録は受け付けできませんのでご了承願います。

1月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **79**件

なし

ゆずってください

これまでの成立件数 **39**件

- ・ポータブルCDプレイヤー
- ・音楽CD
- ・1人用椅子

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300